

議案第 1 号

控訴の提起について

千葉地方裁判所令和 2 年（ワ）第 3 8 3 号国家賠償請求事件について、令和 3 年 4 月 2 8 日に言い渡された判決に対して不服があり、下記のとおり控訴を提起したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 当事者

控訴人 君津市

被控訴人 個人（君津市在住）

2 事件の概要

平成 3 0 年 2 月 1 8 日、午後 2 時 4 0 分頃、君津市中野四丁目、市道外箕輪人見線の歩道を自転車で走行していた被控訴人が、街路樹の根上がり段差によって転倒し、負傷したことについて、市に対し損害賠償等を求めて、訴えを提起したもの。

3 判決の内容

- (1) 被告（控訴人）は、原告（被控訴人）に対し、4 6 2 万 6 3 3 円及びこれに対する平成 3 0 年 2 月 1 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用はこれを 5 分し、その 3 を原告の、その余を被告の各負担とする。
- (4) この判決は、仮に執行することができる。

4 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第 1 審及び第 2 審とも被控訴人の負担とする。

5 本件に関する取扱い

- (1) 本件の訴訟は、弁護士に委任する。
- (2) 判決の結果、必要があるときは上告するものとする。

令和3年5月7日提出

君津市長 石 井 宏 子